道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(参酌基準)	道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例	説明
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例	
1 次 第一章 道路標識(第一条—第四条) 第二章 区画線(第五条—第七条) 第三章 道路標示(第八条—第十条) 附則	(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第45条第3項 の規定により、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒 標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱 の部分を除く。)の寸法を定めるものとする。	
第一章 道路標識	(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路標識、区画線及び	
(分類) 第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。 2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。	道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)で使用する用語の例によるものとする。	
<u>(種類等)</u> 第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。		
(様式) 第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。		
(条例で寸法を定める道路標識) 第三条の二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第 三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及 び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標 識の柱の部分を除く。)とする。		
(設置者の区分) 第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法(昭和二十七 年法律第百八十号)による道路管理者(以下「道路管理者」とい う。)が設置するものとする。	1	

- 一 案内標識
- 二 警戒標識
- 三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、 「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示する もの
- 2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が設置するものとする。
 - 一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の 最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車 等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」 「自転車以外の軽車両通行止め」、「普通自転車専用通行帯」 「路線バス等優先通行帯」、「自転車通行止め」、「大型自動 二輪車及び普通自動二輪車両通行区分」、「特定の種類の車両 の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、 用通行帯」、二人乗り通行禁止」、 「車両構断禁止」 「転回 「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」 「追 越し禁止」 「駐車禁止」、「駐車余地」 「駐停車禁止」 「時間制限駐車区間」、「最高速度」、 「特定の種類の車両の 最高速度」 「最低谏度」、 「車「牽引自動車の自動車専用道 路第一通行带通行指定区間 1 、「進行方向別通行区分」 動機付自転車の右折方法(二段階)」 「平行駐車」 「直角 駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」 「原 動機付自転車の右折方法(小回り)」「平行駐車」、「直角駐 車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方 優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者 横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設 置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの
 - 二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢 運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標 章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、 「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・ 自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの
- 3 道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のものは、道路 管理者又は公安委員会が設置するものとする。

第二章 区画線

(種類及び設置場所)

第五条 区画線の種類及び設置場所は、別表第三のとおりとする。

(様式)

第六条 区画線の様式は、別表第四のとおりとする。

(道路標示とみなす区画線)

第七条 次の表の上欄に掲げる種類の区画線は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「交通法」という。)の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の道路標示とみなす。

· 6 / 6	
区画線	道路標示
「車道中央線」を表示するも	「中央線」を表示するもの
<u>0</u>	
「車道外側線」を表示するも	「路側帯」を表示するもの
の(歩道の設けられていない	
道路又は道路の歩道の設けら	
れていない側の路端寄りに設	
けられ、かつ、実線で表示さ	
れるものに限る。)_	

第三章 道路標示

(分類)

第八条 道路標示の分類は、規制標示及び指示標示とする。

(種類等)

第九条 道路標示の種類、設置場所等は、別表第五のとおりとする。

(様式)

第十条 道路標示の様式は、別表第六のとおりとする。

別表第一(第二条関係)

(略)

備考

一 本標識板(本標識の表示板をいう。)

(一) 標示

(略)

(二) 寸法

- 1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(そ の単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準と する。
- 2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されて いるものについては、地名を表示する文字の字数の多少 により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができ る。
- 3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸 法の3倍まで拡大することができる。
- 4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度 が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合 にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメ ートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては 図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することがで きる。
- 5 高速道路等以外に設置する「駐車場」を表示する案内 標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっ ては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大す ることができる。
- 6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道 番号(118-A) | 、「都道府県道番号(118の2-A) | 、 「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高 さ限度緩和指定道路(118の4-A・B) | 及び「まわり 道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識につ いては、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があ

(案内標識等の寸法)

- 第3条 第1条の案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 本標識板の寸法 次のとおりとすること。
 - ア 別表で寸法を図示するものについては、当該図示(以下こ の号において単に「図示」という。)の寸法(その単位は、 センチメートルとする。以下同じ。)を基準とすること。

標識令の「高速道路等」 のうち「高速自動車国道 及び自動車専用道路」は 条例の対象外(除く部分 を規定)

- イ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、 便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を 図示の寸法の2.5倍まで拡大することができること。
- ウ 道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、国道及び都道府県は条 「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道(120-A)」を表例の対象外 示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は「118の3」はA・Bし 交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示のかないため限定不要 寸法(オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場 | 「118の4」はA・Bし

かないため限定不要

る場合にあっては図示の寸法(5に規定するところによ り、図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大 後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍、又は2倍に、 それぞれ拡大することができる。

- 7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国 道番号(118-B・C) | 、「都道府県道番号(118の2 -B·C) | 及び「道路の通称名| を表示する案内標識 については、道路の形状又は交通の状況により特別の必 要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2 倍にそれぞれ拡大することができる。
- 8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を 表示する案内標識については、表示する文字の字数によ り図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示す るものについては、縦寸法)を拡大することができる。
- 9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合 にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の 寸法の2分の1まで縮小することができる。
- 10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板につい ては、横の直径が縦の直径の1.5倍以下である長円形 の曲板を用いることができる。

(五) 文字等の大きさ等

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示 の寸法を基準とする。
- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口 の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通 称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、 名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」 常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、 「都道府県道番号」「総重量限度緩和指定道路」、「高 さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通 称名 | 及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文 |

合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1. 6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができること。

- エ 道路に設置する「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示 する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により 特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法(クに規定す るところにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大する場合にあ っては、当該拡大後の寸法)の1.5倍又は2倍に、それぞ れ拡大することができること。
- オ 道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識につ いては、表示する文字の字数により図 示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものに ついては、縦寸法)を拡大することができること。

規制標識及び指示標識 については条例の対象

- (2) 本標識板の文字(数字を含む。イを除き、以下同じ。)及び 記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さ 次のとおりと すること。
 - ア 別表で文字及び記号の大きさを図示するものについては、 当該図示の寸法を基準とすること。
 - イ 道路に設置する「市町村」、「都府県」、「方面、方向及□「以外のもの」とすると び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方条例の対象外の標識も 面及び方向」、「著名地点(114-A)」、「主要地点」及び含むため、対象の標識を 「乗合自動車停留所」を表示する案内標識の文字の大きさは、特定して規定 次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、同表の 右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値) を基準とすること。ただし、必要がある場合にあっては、こ れを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大する

字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲 げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準 とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1. 5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大すること ができる。

設計速度	文字の大きさ
(単位 キロメートル毎	(単位 センチメート
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、 方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、 矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢 印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6 倍の大きさとする。
- 4 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の 大きさは、10センチメートルを標準とする。
- 5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、 「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の 予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称 名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及 び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面 及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それ ぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記 号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさ の1. 7倍以下の大きさとする。
- 6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示す る案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号 の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大 きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号につ いては日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。
- 7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示す る案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号 の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大き

ことができる。

設計速度	文字の大きさ
(単位 キロメートル毎	(単位 センチメート
_	ı
40、50又は60	20
30以下	10

- ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向 及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外 の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字 の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする
- エ 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大き 別表には数値が表示さ さは、10センチメートルを標準とすること。
- オ 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、とするが、条例では文字 「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、の大きさを規定するの 「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、で条例化する 「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、 「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名 地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、府県章及び 公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大 きさは、日本字の大きさの1. 7倍以下の大きさとすること。

れていないので対象外

「都章」を表示すること はないが「県章」を表示 することはあるため

キ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表 す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示 する記号の0.7倍以下の大きさとすること。

さとする。

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待 避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を 表示するものについては9ミリメートル、「国道番号 (118-A) | 、「都道府県道番号 (118の2-A) | 、 「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及 び「高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B) 」を 表示するものについては16ミリメートル、「登坂車 線 | を表示するものについては10ミリメートル、「国 道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118 の2-B·C) | 及び「道路の通称名 | を表示するも のについては8ミリメートル、その他のものについて は日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及 び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さと する。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

- 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)
 - (一)表示

(略)

(二) 寸法

- 1 図示の寸法を基準とする。
- 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮 小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

- ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に定める寸法を基準とすること。
 - (7) 案内標識(自動車専用道路以外の道路に設置するものに 限る。(4)において同じ。)の縁 「待避所」、「駐車場」 及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9 ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総国道は条例の対象外 重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を 表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を省令は(1)の主語が2つ 表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番あるため規定整備 号(118の2-B·C) | 及び「道路の通称名| を表示する ものについては8ミリメートル、その他のものについては「118の3」はA・Bし 日本字の大きさの20分の1以上の太さ

かないため限定不要

かないため限定不要

(イ) 案内標識の縁線及び区分線 日本字の大きさの20分の 1 「118の 4 」はA・B し 以上の太さ

(ウ) 警戒標識の縁及び縁線 12ミリメートル

- (3) 補助標識板の寸法 次のとおりとすること。
 - ア 別表で図示する寸法を基準とすること。
 - イ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率 と同じ比率で拡大し、又は縮小することができること。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。